

お子さまの修学費用などに
まとまった資金が必要となる方へ

入学貸付・修学貸付のご案内

◆ 共済組合では、学校教育法に規定する高等学校等^(※1)への入学、修学に係る

『**入学金を含む入学時に必要な費用**』及び『**授業料を含む修学費用**』

を対象とし、貸付利率“**年利1.26%**”^(※2)にて貸付を行っています。

◆ 各貸付の概要については、次のとおりです。

入学金を含む入学時に必要な資金のお支払いには、

入学貸付

をご利用ください。

❖ 貸付額

給料月額^(※3)の6月分以内で必要経費の範囲内の額(最高200万円)で1万円単位

❖ 償還方法及び期間

- 毎月償還又はボーナス併用償還(ボーナス併用償還は100万円以上の貸付けから選択できます)
- 元利均等(毎月同一額を償還する)償還で、貸付金額により償還回数は決まります。

❖ 償還開始

- 貸付けを受けた月の翌月から償還が始まります。



授業料を含む修学費用のお支払いには、

修学貸付

をご利用ください。

❖ 貸付額

1月につき15万円で必要経費の範囲内の額(最高180万円/年)で1万円単位

❖ 償還方法及び期間

- 毎月償還又はボーナス併用償還(ボーナス併用償還は100万円以上の貸付けから選択できます)
- 元利均等(毎月同一額を償還する)償還で、貸付金額により償還回数は決まります。



❖ 償還開始

- 貸付けを受けた月の翌月から償還が始まります。

※ただし、元金返済の据置を選択した場合(貸付申込時に申出必須)、据置期間中は、貸付けを受けた月の翌月から毎月利息のみの償還が始まります。(なお、据置は最長で当該学校の修業年限までです。また、据置選択後は以後いかなる事由においても変更することはできません。)

❑ 入学年度以外でも**授業料等**^(※3)については、修学貸付を借り受けることができます。

ご自身の**返済計画(償還額)等**^(※4)を勘案の上、是非、「入学貸付」・「修学貸付」をご利用ください。

❑ 貸付の決定日は、**毎月2回**^(※5)です。

また、貸付金は、**決定日の概ね1ヵ月後**^(※6)に組合員の個人口座へ送金します。

※1 高等学校等とは、学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校(後期課程に限る)・大学(大学院を含む)・高等専門学校・専修学校・各種学校とし、外国の教育機関についてはこれらに相当するもの。

※2 利率は、地方公務員共済組合連合会において算定される基準利率に連動して変動します。(基準利率は、毎年9月30日までに算定され、翌10月から1年間固定して適用されます。)

※3 基本、高等学校等への支払期限の過ぎた授業料等に対する貸付申込みは受理できませんのでご注意ください。

※4 毎月の償還額(他の金融機関等への償還額を含む)が給料月額^(※3)の30%を超える場合又は年間の償還額(他の金融機関等への償還額を含む)が年収額の30%を超える場合は貸付けができません。

※5 毎月1日と15日が決定日です。(休日の場合は翌営業日)

※6 貸付金の送金日は、1日決定分は同月末日です。15日決定分は翌月15日です。(休日の場合は前営業日)

詳細(貸付申込書の提出時期や必要添付書類、その他)については、**共済事務担当課又は本組合福祉課**へお問い合わせください。

次年度、お子さまが、入学予定の方、進学予定の方、**資金計画はお早めに!!**

償還額等々よくお考えのうえ、**貸付のご利用は計画的に!!**

